

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都千代田区永田町二丁目4番3号永田町ビル9階

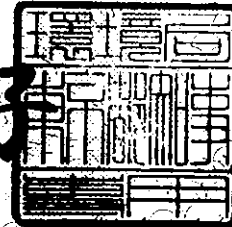
氏名 株式会社東京クリアセンター
代表取締役 熊木 浩



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成24年 6月29日

許可の有効年月日 平成31年 6月28日

1. 事業の範囲

(1) 収集運搬(積替え保管を含む)

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、
紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート、
陶磁器くず、がれき類

(石綿含有産業廃棄物を含む) (水銀使用製品産業廃棄物を含む) (以上14種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず
(水銀使用製品産業廃棄物を含む)

(限定条件は裏面のとおり) (以上5種類)

2. 積替え保管施設

施設所在地: 足立区入谷七丁目12番12号 (詳細は裏面参照)

3. 許可の条件

- (1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として5時から17時までとする。
- (2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行い、他人がこれを行ってはならない。
- (3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (4) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。

4. 許可の更新・変更の状況

平成 4年 6月 29日	新規許可	
平成 24年 6月 29日	更新許可	第4回
平成 25年 6月 24日	変更許可	限定解除 (廃油)

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無

本証明書写しは情報公開用の物であり、その他の目的による利用は禁じる。

株式会社東京クリアセンター

(裏面に続く)

010201



産廃エキスパート

認定番号: 3-14-B0004



2 積替え保管施設

住所：足立区入谷七丁目12番12号

積替え保管面積：2,228㎡ 最大保管高さ：3.3m

産業廃棄物の種類	保管量
燃え殻、汚泥（廃トナーに限る）	かご付台車4台：5.12㎡ パレット4枚：8.64㎡
廃プラスチック類、金属くず、ガラス、コンクリート・陶磁器くず （特定家庭用機器再商品化法対象物、フロン回収破壊法対象物に限る）	かご付台車 又は直置き：17.95㎡
廃プラスチック類、金属くず（廃バッテリーに限る）	パレット2枚：1.44㎡
金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず（廃蛍光灯（水銀 使用製品産業廃棄物）に限る）	パレット5枚：12.95㎡
汚泥、金属くず（廃乾電池に限る）	パレット2枚：2.30㎡
	保管量合計：48.40㎡

(以下余白)

本証明書写しは情報公開用の物であり、その他の目的による利用は禁じる。

株式会社東京クリアセンター